

## 一八世紀初頭のフランス社会の危機とその対策

——一七一五—一七八年の諸提案とモンテスキューをめぐる——

古賀 英三郎

コルベールなきあと一六八五年以降一七三〇年に至る

時期は、フランス絶対王政史上、「生産および経済活動のすべての領域におけるすごい危機」(P・レオン)の時代であったことは、シミアンの価格変動の研究以後ラブルースのそれを経て、ほぼ学界の定説となっている。

この危機は、コルベール主義の解体を意味し、ローの「システム」を経て重農主義に至る過渡期の現象であり、絶対王政下のフランス社会の歴史に一つの段階を画している。この危機の本質、またこの危機を通じてのフランス社会の構造の変化はなお検討さるべき問題であるが、

本論文の目的とするところは、むしろローの「システム」以前に、この危機を同時代人がどのように認識し、またそれにどう対処しようとしたかを知ることにある。

この危機は、同時代人にとっては、なによりもまず国家財政上の危機として集中的に表現されたが、ルイ一四世なきあと摂政に任命されたオルレアン公フィリップや財務諮問会議議長ノアイユ公などに提出された手稿の意見書三五編が「国家の負債を返済するための財政案」*Projets de finances pour acquitter les dettes de l'Etat*. 1715—16—17 et 1718. と題してフランス国立図書館の手稿部門 (MS. Français, n. 7767) に収められており、<sup>(3)</sup>同時代人の危機の認識とその対策に関する一つの史料を

提供している。本論文はこの意見書の分析を目的とする。

これらの危機対策案は、単一項目（たとえば地租改正）の提案である場合もあるが、多くは複数の要素的な諸項目（たとえば地租改正と銀行設立）からなる一つの複合体であるが、それらは大きく次の三つの類型に分類することができる。第一は収税請負人や国庫に関係をもつ投機業者への直接的な行政処置を提唱するもの、第二は金融対策を提唱するもの、第三は租税改革を志向するものである。これら三大類型のそれぞれの内部には、後示すように、幾つかの二次的諸類型が検出されるが、これらの類型上の差異は、危機の認識の差異と同時に、絶対王政下のフランス社会の諸身分・諸階層の危機克服の志向の差異をも表現している。

ところである一つの提案のなかの諸項目の連関が、またこの点で一つの意味をもちうる。つまりある提案項目たとえばヴォーバン流の租税改革案と収税請負人に対する法服貴族の復讐政策ともいうべき行政処置案とが、一つの複合体として提案される場合には、そのことからヴォーバン流の地租改正案の身分上ないし階層上の本性をある程度推測しうるといふことである。

この論文は、以上に述べたような諸提案、諸項目の比較検討を通じて、上記三五編の手稿のなかに収められているモンテスキューの「国家の負債を返済する方法に関する覚書」の分析を究極の課題としている。この「覚書」についてはすでにマンとトゥルニオール・デュ・クロの研究があるが、この両者の評価には大きな差異がある。<sup>(4)</sup>

マンは、モンテスキューの第一提案——年金債および国家証券の削減（国家の部分的破産政策）が、その基礎にある国家債務観において、「自分みずからにのみ借金を負うある国家は貧しくなることはありえないし、その債務は産業の新しい励ましである」とするヴォルテールの見解に近いとし、また第二提案——一〇分の一税、入頭税の廃止などの租税改革——については、ヴォーバンやボワギューベールの租税改革案の路線上にたつものと評価し、第三提案——租税徴収のための州議会とコミュノートの再建——については、それはブルゴーニュ公、フェヌロン、シュヴルーズ公、ポーヴィリエ、サンシーモンの線に連なる、絶対王政に対する貴族的反動的な地方分権主義という「禁じられた理念」を主張したものだとしている。

他方トゥルニオール・デュ・クロの見解によれば、第一の部分的破産政策は、国家債務の全面的破産政策を主張していたサン・シモンやブルゴーニョ公に比して「穩健」であったこと、第二の提案に関しては、塩税廃止案に「アグロノーム」を、またバリ入市税の減税に「獨創性」をみるが、現行の地租の維持を当然としている点で、ボワギューベルやボーバンのような徴税上の「正義」と「平等」の追求において限界があるとし、第三の徴税に関する地方分権主義についても、マンの見解を退けて、モンテスキューはフェヌロンのようにラングドックのような州議會のある地方 *pays d'Etats* を手本としていたわけではなく、そのねらいは、デマレヤル・トロヌにもみられるような租税軽減にあったとして、反動説を退けている。

このようなマンとトゥルニオール・デュ・クロとの評価の差異、またマン自身の評価それ自体——一方ではヴォルテールに近いと評価され、他方では貴族的反動と評価される——は、モンテスキューの思想の捉えにくさを示している。このようなモンテスキュー研究上の問題点は、なお未解決といえるのであって、この問題に関し

て一定の寄与を行うことが本論文の究極の目的である。<sup>(5)</sup>

(1) François Simiand : *Recherches anciennes et nouvelles sur le mouvement général des prix du XVII<sup>e</sup> au XIX<sup>e</sup> siècle*. Paris. 1932. C.-E. Labrousse : *Esquisse du mouvement des prix et des revenus en France au XVIII<sup>e</sup> siècle*. Paris. 1933. Pierre Léon : *La crise de l'économie française à la fin du règne de Louis XIV (1685—1715)*. (L'Information Historique.) 1956. (18<sup>e</sup> année) n<sup>o</sup> 4. p. 127—137. A. ジャーンの右記の論文のタイトルは、「この危機の時期的な下限を一七一五年に置いているが、かれ自身、一七一五年頃から、財界の新しい力、その広くかつ大胆な投機、商業の再興、産業の新しい方向づけが、一七三〇年頃から、回復した繁栄に助けられて、全ヨーロッパと同様フランスを把える価格と所得との大きな上昇のなかにその最初の可能性を示す経済世界を予告していた」(一三七ページ)といひ、危機離脱の時点として、一七三〇年を重視していることにはわたりはない。フランスの価格変動史研究によれば、一六世紀から一七世紀の三分の一期までと、一八世紀の第二の三分の一期から一八一八年頃までとの二つの長期の活況・上昇期にはさまれて、一七世紀の第二の三分の一期から一八世紀の最初の三分の一期までが、長期の停滞・下降期をなしているが、一六八五年以降は、一六八九年に始まる貨幣価値の激動にさらされた貨幣の不安定期に当り、それは一七二六年の貨

幣価値の最終的安定化まで続く。つまり一六八五—一七三〇年の危機は、略々一世紀に及ぶ長期停滞期の最終段階をなしている。

(2) この危機の原因と本質、その最も主導的な契機については、シミアンは「これらあらゆる困難の起源」にあるのは「貨幣手段の減少」であるとす。そこから対外購入手段の制約→海外向販売めあての経済活動の減退→貴金屬流入の減少→租税支払の可能性の減退とさう因果系列を設定している。F. Simiand: op. cit., p. 546—551. P. レオンも「貨幣の問題、従ってまた銀行の問題」がこの危機を支配しているとする。つまり具体的には発展中の経済による貨幣への需要の増大とほとんど一定の、あるいは僅かしか増加しない貴金屬量との不均衡、つまり「貨幣の欠乏」がこの危機の原因であり、従って「デフレーションの全般的危機」が本質をなすと考えている。P. Léon: op. cit., p. 132. これに対してトーズはこの時代をインフレーションの時代として特徴づけてゐる。J. Meunret: Les mouvements des prix de 1661 à 1715 et leurs répercussions. (Journal de la Société de Statistique de Paris), mai-juin 1944, p. 112. わが国では、コルヌール体制下の低穀価政策による農村の疲弊に、危機の最も基本的な契機をみる見解があり(中木康夫『フランス絶対王制の構造』、一九六三年、三三四—五ページ)、また特権マニユの解体と「商業の自由」を旗印とする商人層の輩出、再生産過程におけるこの

矛盾が、金融危機に「貨幣の不足」、および財政危機として現象すると考へる見解もある(赤羽裕「ジョン・ローにおける財政政策の変転」『金融経済』第七二号(一九六二年二月)二ページ)。

(3) 後述のように、この手稿の意見書三五編のなかに、「モンテスキューの」国家の負債を返済する方法に関する覚書」が収められているが、モンテスキュー全集の編纂者マッソンは、これらの手稿は一七一五年一〇月四日に、摂政オルレアン公が州知事に発した回状で、「国家の債務を減らし商業を促進し、人民の負担の軽減と、王国の幸福をえさせる」ために、すべての個人が意見を述べるように訴えたことに対して応えたものだともなしている(Oeuvres complètes de Montesquieu, pub. sous direction de André Masson. Tome III. Paris, 1955, p. 24, note (d))が、一七一五年一〇月四日の回状(それはForbonnais: Recherches et considérations sur les finances de France. Tome II. 1758, p. 377—380に収録されている)は地租の徴集に関するものであり、また右記のような訴えも行っていない。上記の手稿三五編のなかに一七一五年一〇月四日以前の日付をもつものもある。従ってマッソンの説には従い難く、これら手稿の由来については、むしろエストランジェの指摘が妥当するよう思われる。かれによると、摂政オルレアンは、国家財政問題についてすべてのもの善意に訴え、覚書の送付を懇請したが、一七一五年九月二

一日から財務諮問会議で、送付されてきた「覚書」が読まれ、一七二六年四月二二日の裁定で、公共の福祉に対して熱意をもった個人によって毎日提出される覚書、提案、意見を検討するために四人の委員が任命され、そのうちの一人アムロが当委員会の意見を財務諮問会議に報告したが、これらの覚書に関する当委員会の議事録は、後世に伝わらなかつた。Esslinger: *Le Conseil particulier des Finances à l'époque de la Polysynodie*. Paris. 1908. p. 44—45. また財務諮問会議議長ノイユ公の伝えるところでは、「摂政の最初の日から、あらゆる方面から覚え書が提出された」といふ。Esslinger: *op. cit.*, p. 113.

(4) F. K. Mann: *Montesquieu, homme d'Etat, d'après un mémoire inédit adressé au Regent* <Revue économique de Bordeaux. Janvier-Février 1911> p. 1—13. Tournyol du Clos: *Les idées financières de Montesquieu*. <Revue de Science et de Législation financière. 1912> p. 220—241.

(5) キンテスキューを「フュムロンヤブーランウイリヒ」からフランス革命の第一段階をなす「貴族の革命」に至る絶対王政に対する貴族的反動——身分制議会による絶対王権の制限——に連なるとする見解は、「一九三〇年にマテヒエによって定式化された。A. Mathiez: *La place de Montesquieu dans l'histoire française*. 1930. vol. 7. p. 97—112. この定式は現在のフランスにおけるフランス革命史研

究の主流でも継承されている見解であるが、しかしこの見解は、政治史的観点に立って打出されたものであって、経済思想史の観点からアブローチする場合には、貴族的反動説とは相容れないモンテスキュー理解が提示される場合が多い。たとえば C. de La Taille-Lolainville: *Les idées économiques et financières de Montesquieu*. Paris. 1940. を参照されたい。本書はモンテスキューを「マーカントェリズムの最初の系統的批判者」「パーカントェリズムが引起した自由主義的な流れの最初の真の解釈者である」とみなしている。身分制議会による絶対王政の制限という政治史的規定をもつこの「貴族的反動」に対応する経済思想史上の理念は一体なにであるか。この点は必ずしも明らかでないし、従ってまた経済思想の面でのモンテスキューの位置づけも明らかではない。この問題がモンテスキュー理解の面では、政治と経済の二つの面での分裂的な理解となつて現われるし、またモンテスキュー＝貴族的反動説への批判もあとをたたなう。この批判は、最近では Denis Richet: *Autour de la Révolution française: Elites et despotisme*. <Annales. Economies, Sociétés, Civilisations. Janvier-Février 1969> のエッセイを提示される。リシエト・ルシエト Lucien Goldmann: *Le Dieu caché*. Paris. 1959. は「法官貴族とシヤンソリスムの問題を課題としているが、法官貴族における政治と経済、ひいては、モンテスキューにおける政治と経済、これが一つの

問題とならざるをえないのは以上の理由による。

この点に関連して、ローの「システム」が「貴族的反動」の立場から実施されたものであることが、Jacob van Klaveren: *John Law und die Aristokratie während der Regentschaft*、*Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 172, 1960 > S. 126—162. によって明示されたことは注目されるが、しかしモステスキューが、ローの「システム」に反対の立場を表明したこともこれまた明らかであって、そこにはモンテスキューの貴族的反動説とはそぐわないものが残るといわなければならない。

## 二

上記の諸提案のうちまず金融業者・投機業者に対する直接的な行政処置を要求する意見書を検討する。

かつて財務総監デマレに意見具申を行ったことのあるある論者（第二論稿<sup>1)</sup>）は、九つの項目からなる対策案を提示し、そのなかでヴォーパンの「王国一〇分の一税」にならった地租徴集方法の改善を要求しているが、第一に掲げる提案は一六八〇年以來「法外な財産」を作ったパリおよび地方大都市の収税請負人 *traitants*、軍需品調達人 *munitiionnaires généraux*、軍隊宿营地給養人

*estapiers*、馬糧徴発人 *entrepreneur des fourges* 等に対する行政処置の要求である。つまりかれらすべてが犯しているとされる「公金私消の罪」の処罰、および「公金私消」に基づくかれらの他人名儀による大所有地の購入、パリその他の大都市における大邸宅の購入、パリ市債その他の債券の取得、寶石の購入および僧院への隠匿、外国特にヴェニスおよびオランダの銀行への隠匿、こういう事態に対して、かれらに名儀を貸したものの申告の義務、その違反者に対する「公金私消」の補助者・共犯者としての処罰、パリその他の市町村の公証人に対する、土地・家屋および債券の取得記録と隠匿行為証書との提出の義務、その違反者に対する免職と体刑の処罰（以上の処罰事項は、裁判所書記・僧院・個人についても妥当する）の要求である。この論者は、全国に教区財産管理委員を設けることによって二〇〇〇万リーヴル以上の「不正利得」の収奪が可能だと評価しているが、以上の処置は、ルイ一四世治下に致富化した独占的金融業者に対する追求を求める点で、王権強化の犠牲に供された貴族の立場に通ずるとみなしうるかもしれない。しかしこの論者は、同時に、収税請負人の領主への補償約束の不

履行によって実施をみなかった、領主権たる土地移転説 *lods et ventes* の解除を規定した一六九三年九月の勅令の施行、強制的共同使用 *moulins, fours et pressions banaux*、封建地代 (サンヌ *cens* およびラント *rentes*)、土地移転税という領主権の資格確認を求めた一六九六年二月の勅令の施行 (領主権の確認) とともに、人的物的な *mainmorte* の有償廃止、*pays d'Etat* (具体的には *la Province du Comté de Bourgogne*) における収税官付きの納税区(ネレシヨ)の設定をも要求している点をあわせ考えるならば、単に領主権の維持強化を主張するものでない。

この論者は金融業者・投機業者の財産隠匿に対する追求・没収によって、国庫債務の穴埋めをねらうと同時に、相場師に対する規制をも考慮しているが、これは農業および商業の再建のためには、「国家の血」たる金属貨幣を低率で流通さすことから始めるべきだと見地から蓄蔵貨幣を流通に放出さすことを考慮しているのである。

貴族の立場からの金融業者に対する追及策は、むしろ第一三論稿(2)および第二二論稿(3)によって提示されているが、前者は、ルイ一四世治下に「高利と不正利得」により大きな富を蓄積した国庫債権者たる収税請負人および金融

業者 (*commis, traitans, sous-traitans, associez, crochiers*) のみならず、財務官僚 (*controlleurs, directeurs, intendants de finances*) をも批判の対象に加え、かれらの利益が「物質的正義」に反しているとして、その国家債券類は、少くとも正当な報酬をこえる部分については、民衆および王に没収返却さるべきだとしている。この論者は、種々の証券類の投機取引によって、きわめて貧しい身分の者が帯剣・法服貴族や宮廷貴族をものぐ奢侈を享受する地位に成り上がっていること、四万リーヴルのシャンデリアで邸宅を飾り、料理人には二千リーヴルの給与を支払っていること (かれらの国家債券の没収は、国家債務の半分に達するであろうと評価している) を批判的に強調しているが、財務官僚批判とあわせ考えるとき、この論者の貴族としての立場は明瞭である。後者つまり元高等法院弁護士キュヴリエもまた、商人の「違法な証券取引」(その利率は一〇パーセントの高率だと評価されている) に対して、かつてアンリ四世がシユリ時代に採用したような極端な対策をとるよう要求しているが、金融業者・投機業者に対するこのような追求策は、オルレアン公摂政下の、絶対王政から貴族政への

一時的な転換ともいふべき「モリソン・ド・ポリスyndic」の nodie のもとで設立された *Chambre de justice* に よつて実施された。<sup>(4)</sup>

以上に述べた二つの型の追求策とは類型を全く異なるものとして、收税請負人制度の改革を志向するものがあり(第九論稿のモリソンの提案)、それは、收税請負人の国庫前貸しを証券 *billets de monnaie* で償還した後に、かれらの免税特権を廃止して貢納者たらしめ、その代りに收税の為に定額給与の会計官を設けること、それによつて「貧民と職人」の負担を軽減し、課税を合理化し、「以後策謀と權威とが独占を行ふことができない」ようにすることを求めている。この提案は、收税請負人の独占と特権の制度としての廃止を要求している点で注目すべき提案であるが、モリソン案については後に詳述する。

(1) Proposition à S. A. R. Mgr. le Duc d'Orléans, Regent du Royaume, pour procurer au Roy une finance considérable, capable de faciliter les moyens d'acquitter les dettes et charges de l'Etat tant qu'il en coûte rien aux peuples. (s. n.) 8 sept. 1715. fos 4—12. フランス国立図書館所蔵の手稿集 *Projets de finances*

pour acquitter les dettes de l'Etat. 1715—16—17 et 1718. (252 folios) 所収の「覚書」は、手稿集にまける配列順の順番を以て第二論稿の如くに指示し、——といふのは多くは匿名であるから——註でタイトルと手稿集の folio 数を示す。

(2) Mémoire anonyme pour prouver qu'il vaud mieux ne point payer les dettes des Roy, que de laisser subsister les impositions extraordinaires, de Chartres, 28 octobre 1715. fos 72—73.

(3) Propositions pour réduire les dettes de l'Etat à une juste proportion, en obligeant les particuliers porteurs de papiers Royaux, de faire leurs déclarations de la vraie valeur qu'ils en ont donné, par Cuvelier, ancien avocat au Parlement. 1716. fos 132—136.

(4) 一七一六年三月の勅令により設立され一七一七年三月まで機能した *Chambre de justice* は、すでにロルヌーン時代にも行われたこともある財政整理方式で、一六八九年以後收税請負人と投機業者 *gens d'affaires* の「不当徴税」と「高利貸付」とに対し、また会計官、軍需品供給者等の「公金私消」者に対して、また証券取引で高利を得たすべての者に対して、かれらの致富の方式が「公共に対する犯罪」であるとこつて、かれらの処罰と財産取立てを行つた。Isambert, *Decruxy et Jaillandier*: *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la*

Révolution de 1789. Tome XXI. p. 80—85. 金融業者に對するこの追求策は、右記勅令公布以前に、「一種のクー・デターの如くに実施されたが、実際においては、「成り上り者」の金融業者(貧農出のポール・ボワソン、別名ブルヴァレの如く)や「公金私消者」に對する追求がより厳しく、ヨーロッパの大金融業者サミュエル・ネルナルやクロザの如き大家族は、自から国庫に納金するなどして追求をのがれた。結局四四一〇人の人間が有罪の判決をうけたのはその半分にたりなかつたという。これ以後、貴族と金融業者との同盟が再建された。Cochut: Law, son système et son époque. Paris. 1853. p. 6—26. Esslinger: op. cit., p. 117—123.

(5) Meneoire qui propose l'établissement de deux milliards de billets de monnaie pour acquitter toutes les dettes du Roy, par Morisson, à Paris. 10 décembre 1715. fos 44—49.

三

当時の危機をなによりも信用の崩壊にみる論者は、金融政策によってこれに對処しようとした。信用の問題とはなによりも「貨幣の稀少」——その原因・態様の認識は以下にみる如く論者によって多様であるが——とそれ

による商業衰退にあるとされ、それへの対策を中心に据えつつ、同時に国家債務の解消をねらうが、その場合、部分的破産政策による債権者犠牲論と破産政策を回避する債権者擁護論とがあり、さらに信用回復のための方策について、いかなる債券・証券類をもって信用回復の鍵とするかについて幾つかの類型があり、最後に信用回復の主体をどこに求めるか(国家中央機関か、地方か、その他か)に従ってまた類型が分れる。

まず部分的破産政策の代表的なものとして、間接税および登録税 *domaines* の元収税請負人であったデュバリの案(第二二論稿<sup>(1)</sup>)が注目される。かれは三億リーヴル以上の債務を一年たらずで返済し、經常收入を自由にするために、直ちにすべての種類の国庫債券類を二ヶ月以内で削減 *reduction* することを提案し(部分的破産政策)、他方同時に人頭税(年額三〇〇万リーヴルと評価されている)の、すべての者による無差別の、削減後に残る債券類での、一〇年に及ぶ買戻し *rachat* とそれによる廃止を提案している。この買戻しは、三億リーヴルに達するまで行われ、その分だけ債務が消却され、残る債務は、經常費をこえる一〇分の一税で返済されるとい

うのである。この政策の目的は、(1)商業混乱の原因とみなされている債券類の回収、金属貨幣を流通させて信用崩壊と高利とを終らせること、(2)債務利子(債務償還までに要する利子は一億リーヴルと評価される)の支払いをまぬかれ、それを債務元本の返済にあてること、(3)一年の買戻しによる人頭税の廃止と人頭税徴集に不可避な経費の節約、(4)債務返済の容易化、重税の軽減である。

この提案について生ずる疑念、つまりすべての者が債券類を所持しているわけではなく、また民衆の疲弊した状態のなかで、提案の如き人頭税の買戻しが可能かどうかという疑念について、この論者の答えるところは次の如くである。まず第一に、諸侯、大領主、および諮問会議と法院の貴族——要するに、給与、恩賜金証書、支払命令書、年金等を受け、かつ、二年ないし四年のその延滞金の支払を受けなければならぬ第一・第二級の法官・帯剣官職者で債券類を所持しないものは存在しない。その他の官職者、会計官 *comptable*、投機業者 *gens d'affaires de commerce et de banques* については、かれらの所持する債券類の、無所持人への貸付とそれによる利得を認め、「ブルジョア」、年金生活者、弁護士、検察官、

公証人、商人およびすべてのギルド *corps et communautés d'arts et métiers* は、債券類を所持しない場合にはそれを借入れることができる。こうして上記の貸付人は、国家の債券者である代りに、これら借入人の(国家の場合よりも)より安全な債券者になりうるとしている。また、債券類を所持しない小都市・司教区・市町村は、直接税徴収官 *receveurs généraux* により、無利子で貸付けられるか、かれらによって買戻しを代行してもらい、それを年々の臨時課税からの収入で償還することができるとしている。この場合、債券類の削減の犠牲者は、主に以上みた如き債券所有者つまり上級の法官・帯剣貴族とその他の官職者と投機業者である。ただし投機業者は債券貸付によって利得をうることに認められており、また債券による人頭税の買戻しはすべての者に可能なように配慮されているが、それによって「ブルジョア」以下、ギルドおよび市町村に至る債券無所持者は、投機業者や直接税徴収官の債務にしばられる危険をもっている。従ってこれは投機業者・金融業者にとって有利な部分的破産政策である。

デューバリの以上の提案には、筆跡の異なる筆者不明の、

末尾に「デュバリによって提案された方策は、今日までのところ、現状に通じたすべての人々の一致した賛同をうけた」と記されている追加考察が付されている。それはおそらく意見書検討委員会か財務諮問会議の追加考察と推測される。この追加考察は、收税請負人から、延滞金を無差別に債券で取立て、かれらの積立金を収奪して、債券類のさらに多くの回収を計り、かつすべての国家財政事業をかれらの掌中に置かないことが「国家の利益」であるとして、收税請負人への追求を強化している。従って「現状に通じているすべての人々の一致した賛同をうけた」とされるのは、債券類の部分的破産政策と、人頭税買戻し政策の外に、デュバリの提案から派生する次の事項である。第一に債務者が、債券類の背負い込みを口実にした契約不履行の理由を失うこと。ただし証券は人頭税買戻しと、またそのための債券の相互貸付に役立つからである。こうして個人相互間の債券債務関係の清算が促され、頻発した破産の原因が除去されることが期待されている。第二に、給与、年金、支払命令書の所持者に対する国庫の支払いの義務がまぬかれうる。例えば一〇〇万リーヴルの国庫に対する債権額をもつある軍需

品調達会社 *compagnie d'entrepreneurs d'hopitiaux, lits, fourrages etc.* は、国家から受取った債券を以て自己の債権者たとえば二〇〇〇人に支払い、これら債権者がまたその債券で人頭税の買戻しを行い、残りの債券を他人に貸付け、こうして個人間の債務が清算されると同時に、債券は国庫に回収され、国庫の債務が消却されうるといふのである。追加考察はこの方策によって、商業と市場の混乱除去と国庫の信用回復をねらっている。

債務削減によるこのような直接的な部分的な破産政策案は、新しい証券・債券類の半分への削減、投機業者への証券・債券の市場からの回収の義務づけを要求する第七論稿——それは以後投機業者に依存せず軽減された租税にたよるべきことを要求している——や三億の国庫債券類のうち、借入金庫約束手形の四分の一、軍需糧食前払金受取手形 *assignation à subsistence* の二分の一の削減を要求する第八論稿<sup>(a)</sup>などがあり、これらとともに国庫債権者と投機業者の犠牲を要求しているが、ブルゴーニュ公の賛同<sup>(4)</sup>をえ、国王への具申を約束されたと記されている第一八論稿<sup>(4)</sup>は、すべての債券類を回収し、四〇〇万リーヴル以上の納税も含むすべての支払いにおいて四分

の「一だけ受領される一〇〇リーヴルの新債券を交付するという債券交換方式を提案している。この新債券は毎月一パーセントずつ価格低下し、二五ヶ月後に四分の一の価格を喪失したときに回収され、あらためて、全体で三〇〇リーヴルに価格の下落した四つの債券に対して、三つの一〇〇リーヴル新債券を与えるというものである。このようにして全債券の四分の一が廃棄され、二五ヶ月ごとに同じ操作を反復することによって、債務削減をなしくずしに行うことになる。つまりこれは債券交換方式による間接的破産政策である。これによる債権者の損失を人頭税および一〇分の一税の廃止で償いまたパリ市年金債の利率の引下げ分（五パーセントから四パーセントへ）をこの新債券で補償しようとするものであったが、このパリ市年金債の利率低下の補償の点は、ブルゴーニュ公の異議を受けたといわれ、摂政当局の部分的破産政策は別の形で実現された。<sup>5)</sup>

他方、当時の危機をなによりも「貨幣の稀少」と信用の崩壊にありとする論者は、金融政策によってこれに対処しようとした。第二六論稿<sup>6)</sup>の論者は、債券類の最大部分が、投機業者 *gens d'affaires*、金融業者、商人および

「ブルジョア」の掌中にある（職人や農民はほとんどそれを所有していない）とみているが、その相場下落（九〇パーセントから九五パーセントも下落している債券もあるという）によって、かれらが蒙っている損害、予想される国家債務の破産政策への懸念、そこから生ずる著しい信用崩壊と商業の停止、破産の発生、および「貨幣の稀少」（つまり借入れの困難）——それはこの論者によれば、貨幣が存在しないということではなく、貨幣貸付および取引にいかなる安全も存在しないことを意味する——この事態に対処してかれが提示する対策は、国家債務を構成する相場の下落した証券・債券類を回収し、それを無効とし、それに代って旧債券の額面価格に等しい新しい持参人払い国庫証券 *billets des trésor Royal* を発行し、それに通用力を付与し、納税においても現金と同じ機能を認めるといふもので、債券交換方式であるが、しかし新しい国庫証券の相場を維持するために、それが支払いや取引において個人から個人へと移動する度に、証券一〇〇リーヴルにつき四〇ソルの登録税を国庫に収め、かくして五〇度の移動によって証券の価格一〇〇リーヴルに対応する基金が国庫に蓄積されるが、こ

れによって証券持参人に現金払を行う裏付けができ、そのとき証券は廃棄されるというものである。この方策は国庫になんらの負担もかけず、証券所持者にとっての一〇〇リーヴルにつき四〇ソルの登録税は、旧証券の九〇パーセントの相場下落、場合によっては完全な無価値化に比すれば僅少な損失であり、しかもこの証券による合理的な利子に基づく現金貸付が可能となり、信用と従って商業の回復に寄与するとみなされている。この方策は国家債券の部分的な破産政策を回避し、金融業者・投機業者をはじめ貴族も含む債権者の利益を基本的に擁護しようとするところに、すでに述べた旧債券回収、新債券発行方式の部分的破産政策と根本的に異なる差異がある。しかし新債券の信用が登録税の徴集によって維持できる可能性も保証もない。もしそれが可能だとすれば、増税によって信用回復が可能だとするに等しいであろう。

この点でむしろバリ在任の、既述の収税請負人制度改革論者モリソン(第九論稿)の見解が注目される。それは国家の債務(想定で二〇億フラン、その年利一億と計算している)つまり債権債務契約 *constitutions de rente*、

債券・証券類、官職設置によって負った債務、収税請負人がルイ一四世治下およびそれ以後行った国庫に対する前貸の債務を、直ちに無利子の証券 *billets de monnaie* で支払うこと(交換方式)によって破産政策を回避し——とはいえモリソンが収税請負人(金融業者の全面擁護の立場にたつものではないことは既述の通りである——)——同時にこの *billets de monnaie* を一定期間通用さずことによって、商業の再建をはかるといふ方策である。一定期間というのは、全王国で租税徴収官 *receveur des finances* が徴税の際に一定額の *billets de monnaie* を受領することによって——ただしそのためには、関税、消費税その他の租税を廃止し、その徴税額を地租に合体する租税改革(後述)が必要とされるが——、債務返済のために発行される、想定によれば二〇億リーヴルの *billets de monnaie* の一〇分の一(つまり一億リーヴル)だけ年々回収しかくして一〇年間ですべての *billets de monnaie* を回収し、その無期通用を制約しているからである。この方策のねらうところは、債権者の破産回避と同時に、国王に債務の利子(年利五%で一億リーヴル)の支払いを免除させ、従ってまたそれだけ徴税(徴

税費を加えると年に二億以上となると想定されている)を軽減し、同時に徴税を全額貨幣でなく、一部を債券で行うことによってそれを容易化することを見通している。同時にそれが商業再建の役割を担わされているのは次の考えに基づく。

モリソンによれば、当時の災害のうち、「最も騒がれ、かつ猛威をふるって、被害を与えている」ものは「貨幣の稀少」である。それを惹起した原因をかれは次の事情に帰している。第一に貨幣の名目価値の一〇分の三の低下<sup>(7)</sup>、第二に商業への貨幣の復帰がその流出に及ばないこと、民衆から得た貨幣を国王が戦費と海外取引<sup>ネゴシヤン</sup>に用いたこと、国庫財政関係者および多額現金所持者 *Peuple riche* とが莫大な「貨幣」蓄積を行ったこと(要するに貨幣蓄蔵・海外流出)、第三に、消費税と関税とが商品の「輸送」(流通)を妨げ、それにより商品価格を引下げ、かくして「農民と職人<sup>ラブルール・アルチザン</sup>」とが租税として国庫に納めた以上の貨幣を受取りえず、「支払不能」に陥っていること、第四に、金融業者がルイ一四世の死去に伴い懐いた恐怖から、かれらが証券取引に投じた貨幣を回収し、「財布を引締め」、違法の隠匿を行ったこと。以上が「貨

幣の稀少」を惹起した要因としてモリソンの掲げる理由である。

「貨幣の稀少」と並んでモリソンのあげる商業破滅の第二原因は、非農産物商品の高価格である。この価格騰貴は、商人や職人が貨幣名目価値の引下げに基づく損失を償うために、価格を引上げたことに原因があるとされている。モリソンによれば、この価格騰貴(靴下は五リールから七リールになった)により、貨幣の必要量は二倍以上となり、商品の貨幣との平価は倍増し、金二オンスはかつての金一オンスの値打しかないと評価している<sup>(8)</sup>。かくてモリソンは、貨幣の名目価値低下に伴う価格騰貴と必要貨幣量の増大、従って貨幣の稀少を *billets de monnaie* で補おうとするのである。

モリソンのあげる第三の困難は、農産物商品価格と他の商品価格との「不均衡」である。かれによれば農業者の貨幣との平価は、貨幣の名目価値低下以前の半分以上も下落した。このことが生じた理由を、モリソンは、「農民 *colons* が破滅に陥るのを避け、緊急の必要に応じるために自分の商品を即座に販売する必要」に帰している。かくてこれらの農産物商品の価格は、「貨幣の価

値低下でなく、その稀少の運命をたどった。」といわれる。非農産物商品と農産物商品とのこのシェーレによつて、モリソンによれば、農民と土地所有者とは、必需品をえるのに、かつての四倍ないし八倍の農産物を販売しなければならぬ事態にあるという。しかも農産物商品の価格低下はその売行きを増大を招いていないとモリソンは述べている。

商業の破滅をひきおこしている以上の諸困難に対してモリソンが提示する対策案は、まず第一に *billets de monnaie* の通用であり、第二に農産物の販売を妨げている関税と消費税の廃止（その他に後述の国庫収入増大のために税制改革と既述の収税請負人制度の改革が提示される）である。モリソンは「*billets de monnaie* の通用が公共の破滅を妨ぐ唯一の救済策である」と述べているが、それは貨幣名目価値の低下を原因とする非農産物商品の騰貴が「貨幣の稀少」をひきおこし、またその「貨幣の稀少」が農産物価格の異常な下落をひきおこしているとみただからである。従つて *billets de monnaie* の通用による流通手段の増大は、農産物価格の上昇による農業の救済をねらい、その効果を商品流通を妨げてい

る消費税・関税廃止と結合することによって農産物と非農産物との価格差の解消をはかろうとするものである。モリソンは現行流通貨幣量の八倍の *billets de monnaie* の発行によつて初めてシェーレめ解消が可能となると判断する。そこから生ずる穀物価格の騰貴、なかつく関税廃止による穀物の海外流出とそれによる騰貴について、モリソンは、それが食糧欠乏の結果でなく、消費と販路の拡大の結果である場合には、なんらおそれるに足りないとしてコルベール主義批判を示している。

モリソンはさらにこの *billets de monnaie* の通用によつて、農業につぐ第二の基軸たる公信用の再建をはかるのであるが、そのための条件として次の諸点をあげている。まず第一に各大商業都市に取引所を設けて、非独占的に（あらゆる種類のひとがそこに迎え入れられる）、五パーセントの利付で *billets de monnaie* の担保借入れを許して、その流通をはかると同時に、その返済の際には、当債券の回収につれ増大する割合で一部を貨幣で全額返済すること。(2) 当債券の偽造の防止。(3) 投機と相場下落の回避——その具体策は明らかでない。(4) 小売商業においては貨幣の流通を促すために、最低一〇

○リーヴルの債券のみを発行し、職人の商品販売については六ヶ月以上の信用販売を禁止して、小売業者、職人等小投資家が *billets de monnaie* を背負い込むことのないように計り、(5) リヨンで行われているように、大商業都市および都市間の商人間の手形交換制度を確立して、商人を大現金所持者からの高利借入れに依存することをまぬがれさすことである。以上の条件には明らかに小売商人、職人、非金融業者的商人の立場の擁護がみられる。しかしそこにはまぎれもない一つの難点がある。それはたとえ一〇年という通用期間の制限があるとはいえ、すでに信用の崩壊している *billets de monnaie* を以て、商業破滅の救済策たらしめている点にある。その信用崩壊の主要原因は、フォルボネによれば、<sup>(10)</sup> 一つには *billets de monnaie* の償還基金の欠如と、第二にそれを国庫への支払いには用いられないことにある。モリソンは第二点についての配慮はしているが、第一点の償還基金についてはなんらふれるところがない。

この点に関連して、バリ存住のムッヴイル氏(第一論稿<sup>(11)</sup>)が、明確に *billets de monnaie* の欠陥の反省——かれによればその欠陥は、(1) 国庫収入局に受領されぬこ

と(2) 支払期日、決済基金の欠如、従って返済の希望がもてなかつたことにある——の上に立って、次のような信用再建の方策を提案しているのが注目される。つまり債権証書とひきかえに、無利子ではあるが、その代り過去の支払停止にかかわりなくすべての証書について債券額全額について(非破産政策)、新しい国庫証券を、年々の国庫收支残高で、支払期日に返済しうる年数にわたり、分割交付し、しかも新しい証券にすべての支払において適当な割合(たとえば四分の一)だけ通用力を附与し、納税にも用いられるという点で一種の貨幣たらしめ、証券の相場維持・信用の回復、商業基金の増加をはかろうとするものである。しかしこの提案は国庫收支残が入超であるという前提にたつ欠陥をもっている。こうして租税改革なしに、債務返済、信用回復、貨幣稀少の問題を解決するには、金融対策としては、銀行の設立案しか残されていない<sup>(12)</sup>。(つづく)

(11) Mémoire du S. du Barry ci-devant fermier des Aydes, Domaines et Canal d'Orléans, qui donne les moyens d'acquitter l'Etat de 300 millions au moins, (s. d.) f<sup>o</sup>s 137—146.

- (2) Moyen pour acquitter les dettes de l'Etat et rétablir la circulation, par Goubert, à Paris, 9 décembre 1715. fos 33—37.
- (3) Mémoire pour acquitter toutes les dettes du Royaume en 23 années et 4 mois, 1715. (s. n.) fos 38—40.
- (4) Projet qui contient divers expédients pour acquitter les dettes de l'Etat. (s. d. s. n.) fos 11—121.
- (5) 摂政当局は、一七二五年二月以後半年にわたり、あらゆる種類の証書類（その相場は額面価格の四分の一に低落していた）の査証を行い、それらを「恣意的に多かれ少かれ大きな削減に委ね」（ロシヨ）かつ、それを「完全に回収されるまでいかなる相場変動にも服さぬ」、四パーセント利付きの一定の支払期日をもつ国家債券に代える方策をとった。この方策が Visa とよばれたものであるが、それによって、六億五二〇〇万リーヴルの債務は、二億五〇〇〇万リーヴルに削減された——部分的破産政策による財政整理——が新債券も直ちに額面価格の四〇パーセント（エストラジェによれば三〇パーセント）の相場下落を蒙り、結局ルイ一四世の死去の際に一〇〇リーヴルの債券を所有してゐた者は、Visa の後には、貨幣で二〇リーヴル以上を引出すことができず、信用問題は未解決のままに終った。Cochut : op. cit., p. 5—6. Esslinger : op. cit., p. 112—116.
- (6) Mémoire pour acquitter les dettes de l'Etat par l'établissement des Billets négociables de particulier à particulier dans le Royaume seulement avec une addition au mémoire. 1716. (s. n.) fos 166—174.
- (7) 貨幣の名目価値の引下げが「貨幣の稀少」に帰着するのは、後述の如くモリソンが商業破滅の第二原因として非農産物商品の高価格について述べているように、貨幣の名目価値の引下げが直ちに物価の低下に導かず、むしろ短期的には上昇に導き、従つて必要貨幣量の増加を必然化するからである。
- (8) 貨幣の名目価値の一〇分の三の低下は、物価がやはり一〇分の三だけ低下した場合（一〇リーヴルの靴下が七リーヴルになった場合）にのみ、商品の貨幣との比価は保たれ、物価が据置きの場合でもすでに物価の相対的高価となるが、これが逆にモリソンの示すように、一〇リーヴルから一四リーヴルへ価格騰貴を伴えば、商品の貨幣との比価は倍化し、貨幣の購買力は半減する。
- (9) モリソンの説くところは、これまで一〇リーヴルであった農産物が、貨幣の一〇分の三の名目価値の低下によつて七リーヴルとなるべきところ、一〇リーヴルの半分以下たとえば三リーヴルに下落したというのである。こうして農産物と非農産物との価格差は、三対一四となる。以上のモリソンの農産物と非農産物との価格格差についての現状認識は注目すべきであるが、問題の貨幣の名目価値の引下げは、一七一三年以降のデフレ政策によるものである。
- (9) Forbonnais : Recherches et considérations sur les

finances de France, depuis l'année 1595 jusqu'à l'année 1721. Basle. 1758. T. II. p. 211.

(11) Mémoire pour le rétablissement des affaires du Roy et du commerce, par Meuville, à Paris. 1 octobre 1715. fos 1—3.

(12) 旧債券類の回収、新債券類の発行による信用の回復をはかる案としては、ムヴェールの案以外に、次のものがある。第一〇論稿 (Projet pour acquitter les dettes de l'Etat et soulager le peuple. s. d. s. n. fos 50—52) は、投機業者 gens d'affaire に対する追求没収は現状におつては、商業状態がそれを行うことを許さないとの判断から、バリ市年金債 (元本九億、年金三六〇〇万リーヴル) の他は、可能な限り債務決済を行ったうえでなお残存する債務を constitutions de rente (元本六億、年金二四〇〇万リーヴル) で返済し、そのうち六〇〇万リーヴルの年金を投機業者によって償還し、残りは国庫によって八年間にわたり漸次に償還するところ案である。第一四論稿 (Lettre de M. Goubert à S. A. R. pour lui envoyer un projet d'arrangement pour acquitter les dettes de l'Etat, avec ses reflexions pour le système proposé. Goubert, à Paris, 6 novembre 1715. fos 75—84) は、「災ふは主に公衆のなかで受入れられていない大量の国家債券証券類に由来する」として、それらの相場下落と信用崩壊に商業衰退の原因を帰し、全債券・証券類の貨幣による漸次的返

済 (破産政策の回避)、未返済のそれへの通用力の附与、決済済み債券の替為手形への変換による商業流通促進、替為手形の抽選による兌換をはかるが、債務返済と手形兌換準備金は、租税収入に委ねられる。第一七論稿 (Nouvelle proposition d'un moyen assuré pour acquitter les dettes les plus pressantes de l'Etat, et repandre plusieurs millions dans le commerce. 10 novembre 1715. s. n. fos 96—113) は、billets de monnaie の欠陥を意識して billets des fermiers généraux の新方式による発行を意図しているが、その発行高をきめるもの、債券に裏書きするものは収税請負人であり、その兌換局は、著名なバリの証券取引業者と商業諮問会議によって任命される。その償還方式は、抽選方式に基づく漸次的な国庫からの返済である。いずれも国庫への依存が前提となっており、旧債券の相場下落が新債券に乗りかぬ保証はどこにもない。

(一橋大学助教授)